北海道科学大学学生の事故見舞金等に関する取扱内規

(目 的)

第1条 この内規は、北海道科学大学(以下「本学」という。)に在籍する学生が本学の管理下において発生した事故により災害を受けたとき、見舞について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

- **第2条** 見舞は医療費その他の見舞金(以下「見舞金等」という。)とし、次に掲げる事項に該当するときに給付するものとする。
 - (1) 本学が編成した教育課程に基づく授業もしくは本学が公認した学生団体が、規程に基づく 所定の手続きを経ておこなう体育・文化等活動の実施中に発生した事故により身体を害し、 又は、財物を破損、もしくは滅失したとき
- (2) 学長が前号に準ずる事故と認めたとき
- 2 事故が被害学生の故意又は重大な過失によって発生した場合は、給付の対象としない。

(給付基準等)

第3条 給付する見舞金等の種類、基準及び金額は次のとおりとする。

	種 類	給付基準	給付金額
1	医療見舞金	10日以上20日未満の入院加療のとき	10,000円
		20日以上30日未満の入院加療のとき	20,000円
		30日以上の入院加療のとき	30,000円
	物損見舞金	当該事故により物品を損害したとき	30,000 円以内

- 2 応急手当等に要する費用及び保険適用外の医療については、実費相当額を給付することができる。
- 3 第1項の給付金額は、学長が決定するものとする。
- 4 学長が特別な場合と認めたときは、第1項及び第2項に定める金額を増額する。
- 5 同一事故に起因する見舞金給付は、在学中1回に限るものとする。

(受給者)

第4条 前条の見舞金等の受給者は、事故による被害学生とする。

(申 請)

第5条 クラス担任・指導教員は、学生が第2条による事故で災害を受けたとき、事故見舞金等給付申請書に関係書類を添え、原則として当該年度内に学生支援センター長に申請しなければならない。

(調 査)

第6条 学生支援センター長は前条の申請を受けたとき、直ちにその状況を調査し、事実を確認しなければならない。

(審 査)

第7条 学生支援センター長は前条により事実あることを確認し、給付に該当すると認めたときは、給付の要否につき学長の指示を得るものとする。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この内規は、昭和55年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、昭和56年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、昭和61年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成30年4月1日から施行する。